

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年3月27日
事業者の氏名又は名称	高知県観光株式会社(法人番号4490001000698)(代表者 小角正浩)
事業者の所在地	高知県高知市若松町青柳213番地先
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高知市若松町青柳213-12
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和5年12月19日及び令和6年2月27日、労働局と合同で監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項) (2)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年3月27日
事業者の氏名又は名称	株式会社第二さくら交通(法人番号4490002001530)(代表者 山本倫世)
事業者の所在地	高知県高知市高須2丁目19-31
営業所の名称	後免営業所
営業所の所在地	高知県南国市後免町3丁目3-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和5年12月13日及び令和6年2月27日、労働局と合同で監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。